

部員共通理解事項

1. 移動のための自家用車利用について

試合時等の部員の移動に際しては、電車等の公共交通機関を利用することが望ましいが、車両を使用する場合には、所有者個人の責任において行うこと。いわゆる任意保険に加入している車両を使用すること。移動中の事故等による車両修理については、保険を適用するなど、個人の責任において行うこと。

2. 車両使用時の交通費について

試合時等の部員の移動に際し、車両出しに協力いただいた場合は、交通費として、部費より一律300円を支払うこととする。

3. 引率について

試合に参加する部員の保護者が中心となって行うこととする。

4. その他

練習試合等で会場が本校（芝山東小）になった場合、参加する保護者は試合前の準備、試合後の後片付け等を協力して行うこととする。

誓約書

芝山東小ミニバスケットボール部

私、家族が芝山東小ミニバスケットボール部で試合などに行く際、万が一、事故などに巻き込まれても、車両出しの運転手、その家族及び引率者方に責任を追及することは、一切致しません。

部員児童氏名

保護者氏名

印

令和 年 月 日